

藤沢市空家等対策協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条に規定する空家等対策計画（以下「対策計画」という。）の作成等及びその他空家等に関する対策の推進を目的として、同法第8条第1項の規定に基づき、藤沢市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項及び市長から求めがあった事項を所掌する。

- (1) 対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等の適正管理及び利活用に関する事項
- (3) 特定空家等の認定及び勧告措置に関する事項
- (4) 空家利活用事業の審査に関する事項
- (5) その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する

- (1) 学識経験者
- (2) 空家等対策に関する関係団体の代表
- (3) 地域住民組織の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(報告)

第5条 会長は、市長から求めがあった事項について、協議及び審査が終了したときは、速やかにその結果を市長へ報告するものとする。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第7条 協議会への出席に対する委員報酬は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、計画建築部住まい暮らし政策課で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。